

日本学術会議の提言に参画しました (2026/4/10)

テーマ：壊滅的災害が想定されるメガシティの防災力強化に向けた科学技術イノベーション

会場：IRDR タスクフォースオンライン会議

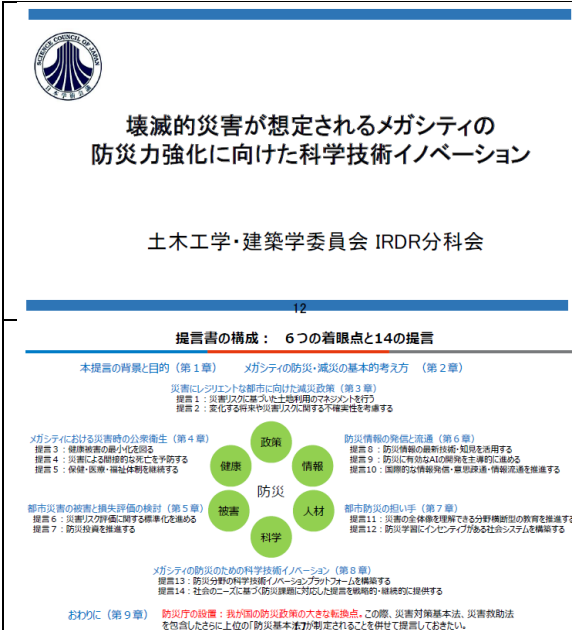
URL：<https://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/division-15.html>

2026年4月10日(金)に公開された日本学術会議からの提言「壊滅的災害が想定されるメガシティの防災力強化に向けた科学技術イノベーション」に災害医学研究部門の江川新一教授(災害医療国際協力学分野)が、日本学術会議連携会員(特任)として参画しました。この提言について同日記者会見も行われました。

日本学術会議からの「提言」とは、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を発表する必要がある場合に発出するものです。今回の提言は、日本学術会議第三部会(理学・工学系)の日本学術会議土木工学・建築学委員会 IRDR 分科会、IRDR 活動推進小委員会が中心となり審議を行なったものであり、日本学術会議として公表するものです。

江川教授は、栗山進一教授、大類正嗣准教授(共に災害公衆衛生学分野)と共に第4章「メガシティにおける災害時の公衆衛生」を執筆し、提言3：健康被害の最小化を図る、提言4：災害による間接的な死亡を予防する、提言5：保健・医療・福祉体制を継続する、の3点に集約しました。土木・建築・都市計画などの研究者と医療の研究者が総合知を形成していくことに貢献できたと考えています。

IRDR 分科会は、これまでも、2023年に「壊滅的災害を乗り越えるためのレジリエンス確保のあり方」を提言しており、3年ほどで、そのインパクト評価もすることとなっています。今回の提言も英語化されるとともに、各界に周知され、都市への人口集中が進みながらも高齢化と周辺地域の過疎化が同時進行するわが国において、メガシティでの防災をすすめることにどのように貢献できるかが問われています。



**壊滅的災害が想定されるメガシティの
防災力強化に向けた科学技術イノベーション**

土木工学・建築学委員会 IRDR分科会

12

提言書の構成：6つの着眼点と14の提言

本提言の背景と目的 (第1章) メガシティの防災・減災の基本的考え方 (第2章)

災害防止の観点から都市に求められる防災政策 (第3章)
提言1：災害リスクに基づいた土地利用の最適化を行う
提言2：変化する将来や災害リスクに関する不確実性を考慮する

メガシティにおける災害時の公衆衛生 (第4章)
提言3：健康被害の最小化を図る
提言4：災害による間接的な死亡を予防する
提言5：保健・医療・福祉体制を継続する

都市災害の被害と損失評価の検討 (第5章)
提言6：災害リスク評価に関する標準化を進める
提言7：防災医療を推進する

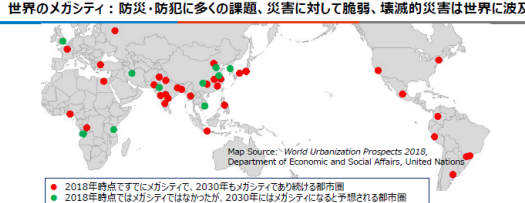
メガシティの防災のための科学技術イノベーション (第8章)
提言8：防災分野の科学技術イノベーションの推進を図る
提言9：防災に有効なAIの開発を主導的に進める
提言10：国際的な情報発信・意思疎通・情報流通を推進する

都市防災の担い手 (第7章)
提言11：災害の全体像を理解できる分野横断型の教育を推進する
提言12：防災学習にインセンティブがあるシステムを構築する

おわりに (第9章)
提言13：防災分野の科学技術イノベーションの推進を図る
提言14：社会のニーズに基づき防災課題に対応した国際的な協力を推進する

防災 (健康・情報・被災・人材・科学)

世界のメガシティ：防災・防犯に多くの課題、災害に対して脆弱、壊滅的災害は世界に波及



● 2018年時点ですでにメガシティで、2030年もメガシティであり続ける都市圏
● 2018年時点ではメガシティではなかったが、2030年にはメガシティになると予想される都市圏

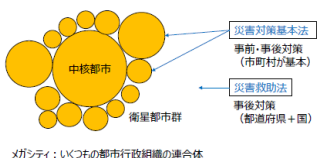
	1970	2025
Megacities	3	42
Large cities	15	62
Total	18	104

世界全体で、人口1千万人以上の都市圏(メガシティ)は1970年には3つしかなかったが、2025年には42を数え、メガシティの予備軍とも見える人口5百万人を超える都市圏は62もある。(第2章より)

14

メガシティの問題点 (第9章より)

メガシティは複数の都市行政組織の連合体であるから、それらを統括する機能が乏しいのである。現行の災害対策基本法に基づいて各行政組織が個別バラバラに対応していることは事前の防災対策も不十分なものとなる。発生時の緊急対応、その後の復旧・復興も無秩序に行われることになる。壊滅的災害が発生した場合にどう取り組むか、メガシティ全体で考えておく必要がある。



メガシティ：いくつもの都市行政組織の連合体

災害対策基本法 (事前・事後対策 (市町村が基本))
災害救助法 (事後対策 (都道府県+国))

さらに上位の「防災基本法」が必要。

防災庁(新設)の主な役割:
(1) 防災に関する基本政策・国家戦略の立案
(2) 徹底的な事前防災
(3) 災害発生時から復旧・復興までの司令塔
相当職能の下に「総合政策」「災害事象対応」「防災準備」「知能防災」の4部門を置く。

18

文責：江川新一 (災害医療国際協力学分野)